

旧（240401 版）	新	備考
契約番号〇〇 I 〇〇〇 委 託 研 究 契 約 書 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」に関する以下の研究を乙に委託することに関し、次の各項及び次頁以下の条項によって契約を締結する。 1. 委託研究課題 2. 委託研究期間 自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日 3. 委託研究経費契約金額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （消費税等を含む。） この契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通ずつ保有する。 〇〇年〇〇月〇〇日 甲 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究開発推進部長 〇〇 〇〇 乙	契約番号〇〇 I 〇〇〇 委 託 研 究 契 約 書 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「甲」という。）と株式会社〇〇（以下「乙」という。）とは、甲が「英知を結集した原子力科学技術・人材育成推進事業」に関する以下の研究を乙に委託することに関し、次の各項及び次頁以下の条項によって契約を締結する。 1. 委託研究課題 2. 委託研究期間 自 〇〇年〇〇月〇〇日 至 〇〇年〇〇月〇〇日 3. 委託研究経費契約金額 金 〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円 （消費税等を含む。） この契約締結の証として、本契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通ずつ保有する。 〇〇年〇〇月〇〇日 甲 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 7 6 5 番地 1 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 研究開発推進部長 〇〇 〇〇 乙	

第 1 条～第 2 4 条（省略） （共同で研究を実施することに伴う知的財産権の実施） 第 2 5 条 乙は、本委託研究契約を履行するために乙または乙の指定する者が甲単独所有に係る知的財産権を行使しようとする場合、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。 2 甲及び乙は、共有に係る知的財産権を第三者（乙の指定する者を含む。）に実施させる場合は、その持分に応じた実施料の支払その他必要な事項を定めた実施契約を、当該者と別途締結するものとする。 3 乙は共有に係る知的財産権を商業的に実施した場合、甲が共有に係る知的財産権を商業的に実施しないことから、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分等に応じて甲乙協議して定める不実施補償料を甲に支払う。 第 2 6 条～第 4 4 条（省略） （契約期間終了後の措置） 第 4 5 条 この契約終了後も第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 1 条から第 3 3 条まで、第 4 0 条から第 4 3 条まで及び次条の規定は、その効力を有するものとし、その終了の時期は、甲乙協議して決定する。 第 4 6 条（省略） 添付 1．委託研究経費契約金額費目別内訳表（省略）	第 1 条～第 2 4 条（変更なし） （共同で研究を実施することに伴う知的財産権の実施） 第 2 5 条 乙は、本委託研究契約を履行するために乙または乙の指定する者が甲単独所有に係る知的財産権を実施しようとする場合、別に実施契約で定める実施料を甲に支払わなければならない。 2 甲及び乙は、共有に係る知的財産権を第三者（乙の指定する者を含む。）に実施させる場合は、その持分に応じた実施料の支払その他必要な事項を定めた実施契約を、当該者と別途締結するものとする。 3 乙は共有に係る知的財産権を商業的に実施した場合、甲が共有に係る知的財産権を商業的に実施しないことから、当該知的財産権に係る甲及び乙の持分等に応じて甲乙協議して定める不実施補償料を甲に支払う。 第 2 6 条～第 4 4 条（変更なし） （契約期間終了後の措置） 第 4 5 条 この契約終了後も第 1 5 条、第 1 8 条、第 1 9 条、第 2 1 条から第 3 3 条まで、第 4 0 条から第 4 3 条まで及び次条の規定は、その効力を有するものとし、その終了の時期は、甲乙協議して決定する。 第 4 6 条（変更なし） 添付 1．委託研究経費契約金額費目別内訳表（変更なし）	記載の適正化 適用条項の追加
--	--	------------------------------